

第2回大阪府障がい者施策推進協議会
第5次大阪府障がい者計画策定検討部会

日時：令和元年7月31日（水曜日）
10：00～12：00
場所：国民会館住友生命ビル
12階 中ホール

出席委員（五十音順、敬称略）

上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
奥村 勲	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 理事
片山 宣博	社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 事務局長
叶井 泰幸	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授 （部会長）
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事
近藤 厚志	住道法律事務所 弁護士
塩見 洋介	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 事務局長
田垣 正晋	大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 事務局長
深澤 智	泉大津市 障がい福祉課長
福田 啓子	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会 理事
福田 新吾	河南町 副理事兼高齢・障がい福祉課長
古田 朋也	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 議長
松本 晃幸	大阪府中小企業家同友会 経営本部障害者部長
松本 信代	特定非営利法人 大阪難病連 理事長

○事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから、第2回大阪府障がい者施策推進協議会第5次大阪府障がい者計画策定検討部会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、奥村障がい福祉室長からごあいさつを申し上げます。

○奥村室長

おはようございます。福祉部障がい福祉室長の奥村でございます。第2回目の障がい者計画策定検討部会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、本部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。はじめに、先月末にG20大阪サミット首脳会議が、無事開催されましたことにつきまして、この場をおかりしまして、お礼を申し上げたいと思います。交通規制等でご理解・ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

さて、5月の部会で委員の皆様方から、「地域を育む施策の推進方向」ということにつきまして、貴重なご意見をいただきました。改めて、障がい福祉分野がかかえる課題の幅広さ、あるいは深さというものを実感いたしますとともに、施策を担う私たちの役割の大きさということも再認識したところでございます。

本日は、前回いただきましたご意見を踏まえまして、関連する生活場面も含めた、さらなるご議論をお願いしたいというように思っております。引き続き、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、開会にあたっての私からのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、今回から新たにご出席いただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。ご紹介させていただく委員の皆様につきましては、「大阪府障がい者施策推進協議会条例」第4条第3項及び第6条第2項の規定により、推進協議会会長職務代理者、桃山学院大学の小野先生からのご指名に基づきご就任いただいております。

大阪府社会福祉協議会地域福祉部長の叶井委員です。

泉大津市障がい福祉課長の深澤委員です。

河南町副理事兼高齢障がい福祉課長の福田委員です。

なお、本日は、四天王寺福祉事業団の成澤委員、大阪精神科病院協会の長尾委員、大阪府医師会の前川委員はご欠席です。また、大阪府立大学の田垣先生につきましては、現在、到着が遅れている状況です。

現在の部会委員の総数は20名であり、本日、現在は過半数である16名の委員に出席い

ただいております。第5次大阪府障がい者計画策定検討部会運営要領第4条第2項の規程に基づき、会議が有効に成立していることをお知らせします。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますので、よろしく願いいたします。次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

次第

配席図・委員名簿

資料1 - (1)「第1回部会を踏まえた議論の進め方(事務局整理)」

資料1 - (2)「第1回第5次大阪府障がい者計画策定検討部会・主なご意見」

資料2 - (1)「1生活場面「地域やまちで暮らす」

資料2 - (2)「6生活場面「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

参考資料1「平成28年度障がい者生活ニーズ実態調査調査結果(分析編)」

参考資料2「平成29年施設入所者等意向調査集計結果(概要)」

資料の過不足等はありませんでしょうか。それから別の資料としまして、委員からの提供資料ということで、参考資料「特定非営利活動法人大阪障害者センター」と右上に書かれた資料が1冊あると思います。お手元がないものがございましたら、お知らせ願います。よろしいでしょうか。

なお、ここで1点お詫びとご報告を申し上げます。先ほどの資料を確認いただきました2枚目「配席図」裏面の「委員名簿」につきまして、こちらの情報で一部古いものがございました。お詫び申し上げます。内容につきましては、寺田委員の所属はあっているのですが、「副会長」となっておりますが、「会長」の間違いでした。申し訳ございませんでした。

なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめ、ご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるようにゆっくりとかつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、黒田部会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○黒田部会長

はい。お暑い中、お集まりくださいまして、ありがとうございます。本日も、どうぞよろしく願いいたします。では、早速、議事を進めさせていただきます。

はじめに、本日の議題についてご説明いたします。1つ目は、「1. 地域を育む施策の推進方向に係る意見について」でございます。2つ目の議題は、「2. 第4次大阪府障がい者計画（後期計画）における各生活場面について」となっております。前回は、ご出席いただいた委員の皆様から、地域を育む施策の推進方向について、たくさんのご意見をいただきました。事務局で、いただいたご意見を整理した資料を準備しておりますので、まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

事務局の障がい福祉企画課でございます。説明をさせていただきます。資料1-1「第1回部会を踏まえた議論の進め方（事務局整理）」と書かれました資料をお願いいたします。

第1回部会におきまして、「地域を育む施策の推進方向」ということで、さまざまなご意見をちょうだいいたしまして、これを第4次計画（後期計画）の6つの項目として整理をさせていただきました。こちらが資料1-2「第1回第5次大阪府障がい者計画策定検討部会・主なご意見」になります。A3の資料をお願いいたします。

主なご意見といたしまして、大きく「地域を育む施策の推進方向」の項目に整理できるものと「その他の課題」ということで整理をさせていただいております。

「地域を育む施策の推進方向」の項目といたしまして、1つ目、障がい者虐待の防止や差別の禁止。命と尊厳を守る地域づくりというものに関連しまして、合理的配慮であったり、差別事案への支援に関するご意見というのを、こちらに整理させていただいております。

次に2点目といたしまして、関係機関による強固なネットワークの構築。支援体制と課題解決力の強化というところでございます。点字版は2ページ目の中段から下にございます。こちらでございますが、ネットワークの地域差であったり、切れ目のない支援、支援が必要な方への把握とサービスを行き届かせる必要性、さらには、行政内部や関連機関への連携の必要性や実践例などのお話をちょうだいしたところでございます。

3点目といたしまして、人材の確保と育成。担い手の強化というところでございまして、点字資料は5ページ目になります。担い手の確保に向けました大阪府独自の支援策であったり、障がい福祉に関わる幅広い人材の確保の議論や、当事者も担い手として参画いただけるような環境づくりに向けた議論の必要性というところをちょうだいしたところでございます。

4点目といたしまして、障がい理解の促進と合理的配慮の追求というところに、支え合う力の強化という項目として整理させていただいたところでございますが、こちらでは、障がい理解促進に向けた環境づくりの必要性というところに関しまして意見をいただきました。こちらをまとめさせていただいているところです。

5点目といたしまして、ユニバーサルデザインの推進ということで、だれもが暮らしやすい地域づくりというところでございます。点字資料は7ページ目でございます。こちらは、ユニバーサルデザインの視点を持つことであったり、AI、ICTなどを活用するというと

ころの視点の重要性についていただいた意見をまとめさせていただいております。

6点目といたしまして、その他「地域を育む施策の推進」についてというところで掲載させていただいているところでは、地域や基盤づくりのあり方であったり、2025年の大阪・関西万博を見据えた地域づくりの重要性などをいただいた意見についてまとめさせていただいているところでございます。

「地域を育む施策の推進方向」の項目以外にも意見をちょうだいしていますので、その他の課題といたしまして掲載をさせていただいているのは、2番というように項目立てをさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、ちょっと項目だけになりますが、防災・災害対応関係についてのお話をいただきましたし、相談支援体制の、こちらのよう相談支援の事業所に関してのご意見、地域移行に関してのご意見、その他、計画そのものに関しまして、計画の記載方法の工夫であったり、PDCAサイクルの評価・分析に関するような意見というのをちょうだいしたというところでございます。

こういう意見をいただきまして、資料1-1にお戻りいただきまして、点字資料は2ページ目になります。これらを踏まえまして、考察①とさせていただきますのは、いただきましたご意見におきましては、既に、後期計画の「生活場面に応じた施策の推進方策」の生活場面の課題と重なる意見というのを多数いただいたというように認識しております。

例えば、先ほど、「地域を育む施策」の項目としました、1つ目の障がい者差別であったり、虐待の問題、障がい理解の促進であったり、ユニバーサルデザインというような項目に関しましては、後期計画の生活場面Ⅵとしております、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」という場面でございます。先ほどの「地域を育む施策」の項目として、ネットワークの構築であったり、その他の課題というように施策としてさせていただいたものに関しては、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」。その他の課題ということは、大きい項目の2番の相談支援であったり、地域移行という課題については、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」というところとも重複をするのではないかとこのところでございます。

考察②といたしまして、後期計画の課題認識を継承して、より強力に課題解決へ向けて取り組むべきというご意見もありました中で、新たなテーマや課題認識等に関するご意見というのもちょうだいしたところでございます。

こういった課題を踏まえますと、これと、もちろん生活場面全体に共通して、個々の生活場面とのつながりだけでは整理できないテーマ、課題認識等に対するご意見ということもでございます。例えば、人材の育成や確保であったり、技術の活用、AI、ICTの活用であったり、孤立化の問題、防災などの視点といったところが、こういったところにあげられるかと思えます。

以上を踏まえまして、今後の議論の進め方といたしまして、事務局から1つ提案がございます。「地域を育む施策の推進方向」との関連性を勘案しつつ、全生活場面につきましてはの課題、取組み方向性の議論というのをまず行って、改めて、この「地域を育む施策の推進方向」というのを整理させていただいてはどうかということでございます。

具体的には、本日の部会におきまして、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」や、生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」といったところをご議論いただきまして、次の第3回では、残りの生活場面でございます、「学ぶ」であったり、「働く」、「心や体、命を大切にする」「楽しむ」という生活場面をご議論いただいたのちに、第4回部会、11月に予定しておりますが、こちらで「地域を育む施策の推進方向」と、生活場面ごとの整理というのをいったん整理させていただいて、第5回、第6回の意見具申案の取りまとめといったところにつなげていただくような議論を進めてはどうかというように考えております。以上でございます。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。では、まず、前回いただいたご意見をまとめた内容につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。「こういうこと言ったんだけど、ここに載っていない」ということが、もし、ありましたら、お伝えいただけたらと思っております。

大丈夫でしょうか。はい。それでは、あとは資料1-1の一番下のほうにあります、今、事務局から説明がありました、「今後の議論の進め方」ということで、前回のときには、真っ先に「地域を育む施策の推進方向」について議論したのちに、「生活場面について」ということだったのですけれども。前回いろいろとご意見をいただいた項目の中で、先に「生活場面」のほうを議論していったから「地域を育む施策の推進方向」を検討したほうが効率的ではないか、まとめやすいのではないかとということがわかってきまして、この事務局の段取りの案というのをを出しておられているのですが、これについては何かご意見がありましたら、まずはお伺いしたいなとは思っております。できましたら、この事務局案で、今日も準備をしておりますので、進めさせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○黒田部会長

よろしいですか。第1回目のときに説明したとことと変わってくるということで、大変申し訳ないのですが、この第2回、今日から第6回までは、資料1-1の一番下にあります、事務局案で進めさせていただきたいというように思います。ありがとうございます。

それでは、早速ですが、2つ目の議題に入りたいと思います。本日はまず、「地域を育む施策の推進方向」との関係性の深い生活場面である、Ⅰ「地域やまちで暮らす」とⅥ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」についてご議論をいただきたいと思います。まずは、事務局で各生活場面の基礎資料を準備しておりますので、そちらについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」と生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」、こちらを一括して説明させていただきます。まず、資料2-1生活場面Ⅵ「地域やまちで暮らす」をお願いいたします。

1つ目といたしまして、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」でございますが、現計画につきまして、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）において、どういう整理を行っているのかということの項目を、【1】のところに掲載させていただいております。

<めざすべき姿>としておりますのは、障がい者が地域で快適に暮らし活動している、ということをめざすべき姿とした上で、【今後の主な課題】といたしまして、長期にわたり入所施設や精神科病院に入所・入院されている方々の地域移行への働きかけというところを課題として、1点目としてあげております。

2点目としまして、地域での暮らしを支える支援体制を強化していく。こちらを2点目としております。

3点目、地域住民の理解促進、こういったところが、主な課題として3つあげております。

【個別分野ごとの施策の方向性】ということで、（1）から（4）というところに項目を整理させていただいております。地域移行であったり、入所施設の今後の機能のあり方、また、地域の基盤などについて掲載をさせていただいております。本日はこれらの課題や、今申し上げたような課題であったり、施策の方向性といった点について、大きい漏れや抜けがないかというような視点でご議論をちょうだいできればありがたいなというように思っております。

そのための議論の参考ということで、平成28年度に障がい者の生活ニーズ実態調査をさせていただいたものを、簡単に分析というものをさせていただいておりますので、こちらについてご説明をさせていただきます。点字資料は3ページ目になっておりまして、A3のこちらの資料2-1でしたら、右下の分析結果といったところをご覧ください。

こちらですが、現在、入所、もしくは入院されているというようにお答えいただいた方の約半数の方が、地域生活を希望しているというようにご回答なさっています。これが表1です。

地域生活のために必要なものというのに関しては、支援の充実、障がいの周囲の方の理解、制度の理解、相談の場という順に回答が多いというところがございます。これは表2からわかります。

周囲の理解といたしましては、暮らしのあり方に関わらず、地域生活を希望するという人が必要とするものの中で一番回答数が多かったと。周囲の障がい理解や配慮ということが、必要だというように答えいただいたのが多かったというのが、表3からでございます。

地域生活を希望する方が相談する相手というのはどなたかという点に関しては、家族が多いと、最も多かったです。ただ一方で、「いない」「わからない」とお答えになられた方も3番目に多いというところがございます。こちらは表4からでございます。

その一方で、専門の機関や相談支援事業所、学校の先生や職場の方という方に相談、地域生活を希望する方が相談するののかといったところは、ちょっとお答えとしても少なかったというところは、こちらからわかったものです。

地域生活を希望する方が、日常生活の困りごととして最も回答が多かったというものは収入で、次いで、家族の高齢化ということでございます。

また、相談の場ということで、困りごとということで上げておられる方は10項目中で6番目に多い回答というようになっております。

こちらで1つ、参考資料2にございますが、平成29年に施設に入所されている方の意向調査というのをしておりますので、こちらをご紹介させていただきます。参考資料2「平成29年施設入所者等意向調査集計結果(概要)」をお願いいたします。別として、右肩に「参考資料2」というようにさせていただいている資料でございます。点字資料2ページ目になります。

こちらでございますが、平成29年に大阪府で実施しました、施設入所者の方々に対します意向調査でございます。点字資料2ページ目になります。調査対象といたしましたのは、大阪府内の障がい者支援施設及び宿泊型自立訓練を実施している施設に対して、ご本人や職員の聞き取りによりまして調査を実施したところでございます。

次に、2ページ目、点字資料は4ページをご覧ください。こちらは調査結果でございますが、主に入所者の方々の方々の状況ということでご確認いただければと思います。年齢といたしまして、障がい者支援施設は、平均の年齢の方が50.0歳となっております。宿泊型自立訓練は、平均年齢47.7歳となっております。

入所期間でございますが、最も多い層に関しては、障がい者支援施設については、10年から19年、宿泊型自立訓練は、1年未満となっております。平均入所期間は、障がい者入所支援施設におきましては、約14年1カ月となっております。宿泊型自立訓練は、11カ月ということでございます。

障がい支援区分に関しまして、平均でございますが、こちらは障がい者支援施設が5.4、宿泊型自立訓練が1.1ということです。次に、最後にございますが、平成25年に障がい者支援施設等の同様の調査をさせていただいたときと比較いたしますと、区分4が減少して、区分6が増加しているということがうかがえたという調査でございます。以上が、生活場面Ⅰに関してのご説明になってございます。

続きまして、生活場面のⅥに関しまして、ご説明させていただきます。A3の資料2-2生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」にお戻りください。こちらも同様に、Ⅵの生活場面「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」に関しましても、第4次大阪府障がい者計画(後期計画)における整理というものをまず掲載させていただいております。

<めざすべき姿>といたしまして、社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、障がい者が社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している、ということ、

めざすべき姿としております。

【今後の主な課題】といたしまして4点でございます。合理的配慮の実践までを見据えた、障がい者及び障がい理解についての広報・啓発。2点目、障がい者差別の禁止に向けた取組みの一層の強化。3点目、実効性のある防災の推進。4点目といたしまして、十分な情報・コミュニケーションの確保。この4点を主な課題としてあげております。

【個別分野ごとの施策の方向性】といたしまして、(1)障がい者や障がいへの正しい理解を深めること、(2)障がい者の尊厳を保持すること、(3)安全・安心を確保すること、(4)十分な情報・コミュニケーションを確保すること、ということを中心として掲げておりました、生活場面Ⅰと同様に、本日、課題や方向性に関しまして大きな漏れ・抜けというのがないのかという視点でご議論いただければありがたいと思います。

同様に、参考データとして次に掲載させていただいております。平成28年度の障がい者の生活ニーズ実態調査の分析となります。1つ目、障がい者や障がい理解の促進として掲げているものがございますが、分析結果という、表1の下にあります、分析結果をご覧ください。点字資料は3ページ目になっております。

分析結果のところでございますが、表1ということで、嫌な経験の内容と場所をクロス集計したものです。場所に関わらず、嫌な思いの内容といたしましては、じろじろ見られたり、指を差さされるということが突出して多く、次いで、助けてほしいときに助けてもらえない、無視される、仲間外れにされる、といったところになっています。

場所別で確認をさせていただくと、学校で嫌な思いをしたとお答えをされる方が多く、次いで、電車・バス、お店、というようになっています。場所別の特徴といたしましては、学校では、無視される、仲間外れにされるといった点が最も多く、職場、仕事及び役所といったところでは、助けてほしいときに助けてもらえない、というのが最も多い回答となっておりました。また、少数ではございますが、学校以外のすべての場所におきまして、入居・入店・乗車などを拒否されるというようにご回答された方もおられました。

続きまして、災害の点についてご説明させていただきます。表2でございます。今の暮らしと、災害時に困ることということで、分析結果になります。点字資料4ページ目の中段になります。暮らしの形態に関わらずということで、今の暮らしということで、お一人暮らしであったり、配偶者の方、親御さんと暮らされている方といったところでございますが、そういった形態に関わらず、災害時に困ることでも多かったというものに関しては、安全な場所に1人で移動できない、単独で避難、ということに関して多くの回答をいただきました。

次いで、障がいのある方を対象とするような、福祉避難所が少ない、もしくは、情報がない、といった点が多く見受けられたところでございます。こちらに関して、また、別添の資料をご紹介しますのでございます。今度は、参考資料1「平成28年度障がい者生活ニーズ実態調査調査結果(分析編)」の12ページになります。点字資料は参考資料1の19ページになります。こちらは、災害時の困りごとにつきまして、障がい種別とクロス集計したことになります。こちらの参考資料1の位置づけでございますが、平成28年度の二

ーズ調査の分析編として、平成29年5月の第41回の推進協議会にご提出したものと同様のものになります。こちらは、先ほど申し上げたように、災害時の困りごとを、障がい種別であったり、障がい程度別というところでクロス集計をさせていただいたところがございます。下にございます、〈データからわかること〉といったところをご覧くださいいただければと思います。こちらは、すべての障がい種別において、安全な場所への移動、先ほど申し上げた、単独避難であったり、福祉避難所の数と情報というところの回答が際立っていたのは、先ほどご説明したとおりでございます。

知的障がい、精神障がい、発達障がいのうち、広汎性発達障がい、自閉症スペクトラム症の方々については、ソフト面、避難所での生活のソフト面での回答が多いというような特徴が見受けられたところがございます。難病の方に関しましては、やはり医療的なケア、医薬品ということでの困りごとというのが見受けられたということがございます。以上が、災害時の困りごとに関してのご説明でございます。

すみません。資料があちこち飛びますが。また、資料2-2に戻っていただきまして、右下にございます、分析結果をご覧くださいませ。点字資料は、資料2-2の5ページ目の中段以降でございます。

次に、情報・コミュニケーションの確保について、表3から表5でわかる分析結果ということで掲載させていただいています。分析結果の上から3つ目のポツのところからでございます。

人と話をするとき支援を必要としている方が、今後使いたい支援ということで、最も多く選ばれたのが、ICTを活用したソフトやアプリというご意見でございました。一方で、手話通訳であったり、筆談、要約筆記を使っている方の半数以上は、今後も同じ支援を必要とされているという傾向がうかがえました。また、今使っている支援と今後使いたい支援とが異なる方の理由といたしましては、今後使いたい支援のほうが便利、というのが半数以上で最多というところでした。その他、身近な方が支援してくれている、使ってもきちんと言いたいことが伝わらない、というような理由とするご意見というものも見受けられたところがございます。以上で、事務局からの説明でございます。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。事務局から説明がありました資料もご活用いただきまして、前回のご意見等も踏まえながら、各生活場面について今からご意見をいただきたいと思いますが、まずは、生活場面Ⅰ、資料で言いますと、資料2-1の生活場面Ⅰについて、各委員様からご意見をいただきたいというように思います。どなたからでもかまいませんので、まずは、事務局からありましたように、ここで資料に書かれている、視点や考え方、方向性に漏れがないか、抜けがないかということと、あとは、もっと新しい視点を入れてもいいのではないかとご意見がありましたら、そのあたりのこともお伝えいただけたらと思います。では、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。はい。では、お願い

いたします。

○委員

よろしくお願いします。「地域やまちで暮らす」の課題について、ちょっと前の長期計画も見ながら意見を述べさせていただきます。この間、地域移行支援というのはほとんど進んでいないんですね。年間100人ぐらいでしたか。ただ、今は自立訓練も混ぜてのデータしか、前も出ていませんので、自立訓練は1、2年で出ますので、それと施設からの地域移行というのを分けてほしいということで今、基盤課のほうにもお願いしています。ただ、地域移行支援を使っているのは10人もいないぐらいなんです。やはり施設がグループホームを作って、そこに移行するぐらいしか進んでいないというような状況があります。

もともとは長期計画でも、第4次計画から、民間施設も含めて広がりや展開力のある地域移行を推進するということに言われていて、入所者の意向調査も行われたのですが、10年ぶりに、2017年に行われましたが、それ以前は2007年しかやっていませんので10年間、やはり手つかずの状態であったというように見えます。もともと国の制度で地域移行支援などができたのですが、そこからはもう市町村や施設、地域任せというような傾向が強まりまして、地域移行は進まなくなったということも、やはり総括すべきだろうと思います。

それと、先ほどの調査でも、10年以上の入所者が今は60%を超えています。前の施設も併せたら68%、2900人が10年以上の入所。30年以上の入所が10、3%で448人というようなことで聞いています。長期入所になればなるほど、やはり地域生活をイメージできなくなって、「自分はもうここで暮らすしかないんだ」という思い込みが強まったり、外出はしたいんだけどほとんどできないというような状態なども、声としてあがっています。それで、地域移行を希望する者がまだ40%ぐらい、施設を希望する者が50%ぐらいになっているのです。だから、長期入所になっていけばいくほど、地域移行を展望できない、希望できないような状態におかれているというようなことを、まず踏まえておいていただけたらと思います。これからの長期計画では、この状態を続けていたらだめだろうなと思ひまして、もはや、もう何十年も施設で暮らし続けなければならない時代ではないだろうと。希望すれば、いつでも地域移行できる状況にもっていこうというようなことを、基本的な考え方で掲げていただけないかなというように思っています。障がいを理由に何十年も住むというような状態ではないんですね。どんなに重い障がいがあっても、適切な支援があれば地域生活ができますので、社会的入所といえるような状況におかれているということを入れてもらえたらなというように思っています。

それと、これからの仕組みですが、市町村にとってみたら、遠い施設に入っているのに訪問できない、きっかけがなければ訪問できないというような状況がありますので、大阪府がブロックに分けてでも、近隣の相談支援、市町村と日を設定して施設を訪問するような仕組みに。今、大阪市でもやり始めているのですが、そういうような仕組みがないと、まずはきっかけが作れないというように思っていますし。コーディネーターのことや前段階の支援

など、そのようなあたりも、国に対して求めるべきだろうと思います。

それと、施設の位置づけなのですが、これもちょっと考えていただきたいのですが。やはり施設をこれからどう位置づけるのか。前から議論は進んでいませんが、一定期間生活するステップの場というように、もう位置づけてしまって、長期入所を防ぐことはできないか、あるいは、緊急避難的な生活の場として、8050問題などはどこも課題になってきています。その緊急避難を支えるような場として作っていく。そういうように施設を回転型にしていくというような発想がとれないだろうか。それでもって、施設をもう一度、活性化する、地域との連携を強めるというようなことができないかなというように考えています。

それから、精神科病院からの地域移行ですが、長期入院の退院促進事業を3カ年事業で今やられているところなのですが、今年で終わりかなとも言われていまして、ぜひ、これはまだ730名の地域移行の30%ぐらいしかできていませんので、継続をお願いしたいなと思っています。

それと地域で暮らし続けるという課題ですが、住まいの確保では、やはりこれからは重度障がい者を受け入れられる小規模なグループホームをどう増やすのかということを検討いただきたいなと思っています。これは地域移行においても、8050問題の解消でも、一番ネックになってくるのはこの課題です。重度化、高齢化の課題に対応していくために、手厚い支援を持ったグループホームをどう増やしていくのかというように必要かなと思っています。日中支援型や大規模化というようにも言われていますが、重度、高齢化で対応するには、やはり小規模で家庭的な住まいというのを、よりめざしていくべきだと思います。公営住宅の活用や、グループホーム使用なども検討していただけないかなと思っていますし。スプリンクラーなども、もう1回、小規模な住まいには無理ですので、これももう1回見直しを働きかけていただきたいなと思っています。

それと、住宅の確保でも今問題になっていますのは、宅建業者や保障業者などが生活保護の理由を聞くんですね。「障がいがあるから生活保護です」、「その理由は何ですか」、「精神です」種別を聞きます、「知的です」と言ったら、まず却下されるという動きが、もう宅建業者、保障業者の中で広まっているというように聞いています。これはもう生活保護の受給理由を聞くことを、差別であるというように止めていけないかというように思っておりますので、そういうような啓発でしたり、あるいは、差別はだめですよと言うだけではなしに、障がい者やグループホームの暮らしというのをもっと啓発して、漠然とした不安というのを解消していくというような働きかけも必要かなと思っています。

それから、いろいろなサービスでは、介護の問題では、重度化、高齢化に対応した支給決定基準というのは、まだまだ市町村では追いついていないというような問題がありますし、移動支援も制限が多いというような問題についてどうしていくのか。

それから、介護保険の併用問題というのは結構あちこちで出てきています。ケアマネから、無茶なことを言われるというのがトラブルになっています。介護保険というのは、自立生活というのを想定しておりませんので、もうサービス料が足りなかったら施設入所を勧めら

れたり、あるいは自己負担、自費負担を求めるとというのが当たり前になって勧められたりもしています。施設からやっと出てきた人が、もう1回施設へ入れというような話はあってはならないのです。いろいろなサービスの違いがありますので、「これはだめ」「あれはだめ」というような話だったり、ひどいところではガイドラインが作られていまして、要介護5でなければ障がい福祉サービスは一切禁止だということにも言われています。そうすると、重度訪問介護などを利用してきた人は、スポット型の身体訪問介護ではとても生活できないというような問題も出ています。65歳になったからといって、本人の状況が変わらないのに、サービスが引き下がったり不利益が生じるということはあってはならないというような考え方を強く打ち出していきたいですし、その理念や制度の違いをきちんと整理して、ケアマネ、障がいの相談支援とも情報共有する。それから、障がい者の相談支援をきちんと残して、ケアマネとやり取りしないと本人がかなり振り回されるというような問題が出ています。

日中活動でも、今ちょうど共生型サービスを実施するか、高齢のデイサービスに移行すべきだと言われて、ケアマネに誘導されて、えらい共生型サービスの実施で、本人のサービスの報酬が半額になってしまったという事態も出ています。これも本人にとったら、サービスの量というのは変わらないはずなのに、そこまで下げられることはないだろうということで、その辺の整理も必要だろうと。別に本人が利用を希望して、高齢のほうでは対応がなかなか難しいだろうと言えば、そのまま生活介護でいれるようにしていくべきだと。あるいは、日中活動も、今は国では、利用時間数に基づいての報酬であったり、成果主義に基づく報酬設定というのが強まってきて、重度の人、特に就労B型の減算問題に見られますように、本人が短時間利用、少人数利用は排除される、大きく減算されるというような問題も出ていますので、そのあたりもご検討いただきたいなというように思っています。

それと、8050問題ですが、結構、地域拠点でも議論しているのですが、先ほどのデータでも、3500人中、高齢家族との同居が230人で、少なくとも6.5%ぐらいはいるのだろうと。70代、80代だけでなく90代の親とも同居しているというような状態が、先ほどのデータで出ていました。その収入が乏しい、ほとんど外出ができていない、手助けがない、というような貧困・孤立の状態におかれているというようなことがうかがえます。しかし、このまま親と暮らし続けるしかないというイメージしかできないという人が半数強です。一方で、介護や日常の支援をもっと手厚くしてほしいというような理解や配慮を求める声もあります。この状態は非常に危ないですし、この前も大阪市内で監禁事例がまた報告されました。早期発見、掘り起こしの仕組みをぜひ考えていくべきです。また、グループホームやコーディネートやスーパーバイズなどの支える、受け皿を支える仕組み、などの検討も急がなければなりません。その鍵になるのが相談支援なのですが、そちらのほうも、今はセルフプランがまだまだ、半数強を占めていまして、事業所が追いついていない。それでこの前、アンケートを取っていただきましたが、独立採算は不可能というところが90%を超えています。去年は、大阪府下で30箇所が事業所をもうやめてしまったんです。撤退で

す。もうこのバーンアウトというのが連鎖していくのがやはり危惧されますので、きちんと相談支援を増やして、支える仕組みというのを急ぐべきだろうなというように考えています。

それから、自立支援協議会の課題も、前の計画では書かれていましたが、重度者対応も含めて、まだまだ地域で重度障がい者の生活を受けとめきれていないところもあったりしますので、不足している社会資源を明らかにしていくということが必要かと思います。

それから、まちづくりの課題。ちょっとあれやこれやで申し訳ないのですが、まちづくりの課題では、条例改定、バリアフリーの情報などをどう開示していくのかというような視点や、避難所でのバリアフリー化も射程に入れていただけないか、あるいは、ハートフルゲートといって車いす用の柵があるのですが、実際に車いすで利用することができないような柵があちこちにありますので、そういうものを撤去していくようなことも考えていただきたいなど。

それから、市町村の基本構想の策定というようなことや、あるいはホーム柵の設置、それから、無人駅についても、広がってきているのですが、代替要員を確保するようなことを鉄道事業者にも求めていただけないかというあたりをお願いします。それから、福祉3センターが統合移転になるので、森ノ宮駅なんかもホーム柵の設置が進められないかなというような課題もあったりします。ちょっと長くなりましたが、以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。全部は整理しきれませんが、大きなところでいうと、地域移行支援のサービスがあまり使われていないという実情もあるし、地域移行支援という事業自体がだんだんと、進み具合が良くないので、抜本的に何か違うような形で進めていくことはできないかというお話があったかと思います。あとは、入所施設の今後の機能のあり方ということでは、今は長期間そこで生活し続けるという機能でしかないが、その発想はやめて、緊急時や一定期間の間、次の生活に移行するためのステップとして入所施設というのを使っていくという考え方が必要ではないかということもおっしゃっていたかなというようにも思いますし。あとは、地域に出たあとの住まい、グループホームや、家を借りる際の手続きのことなどについてもご意見をいただけたかなというように思います。

私個人といたしましても、地域移行に関しては、もっとがんばっていかないといけないかなとは思っていますが、あわせて、市町村で実際に地域移行支援をされている障がい福祉関係の人材、職員やスタッフの方たちがやはり少なくなってきたというか、相談のクオリティーが高くない方もどんどん増えてきていて、利用者の方の細かいニーズ「もう、ちょっとしんどいから施設入りたいんや」というニーズがあったら、そのまま聞いてしまって、もう少しいい支援の方法があるということをおアドバイスしたり、計画に盛り込めなくて、もう言われたことをそのまま計画にしてしまうというようなこともあったりするのかなというようにも思っていますので、市町村任せになってないかというご発言もありましたが、何かち

よっと方策を考えていく必要というのがあるのかなというようには思いました。

今の関連でもかまいませんし、ご意見がありましたら。ではお願いいたします。

○委員

よろしくお願いいたします。被るところもあろうかと思いますが、特にこの前回の計画の3つの重大な重点施策というものがございまして、その中にも載っておりますところが、この第5次計画の中に反映されて、実際に実施していただくということが1つの肝かなと考えております。

その中で、1点目の後段のところに、「本質は地域に住むところの基盤づくりと、それを担うところの人材の確保・充実を認識し」というところと。それとかぶるところもありますが、住宅の確保、介護、日中活動の場等の種々の福祉サービス、そして最後に人権擁護のシステム。これは今回に限らず、ほかのところでもすべきことかもしれませんが、これを行わなければならないという部分であります。特に、私はこの中の「担い手」の部分です。担い手の確保と充実の部分で、とりわけケアマネさんとガイドヘルパーさん、そして初任者研修、いわゆる昔のヘルパー2級の充実が要るのかなと思います。

とりわけ、このケアマネさんなのですが、いわゆる障がいケアマネさんが少ないがゆえに、そうではないケアマネさんが実際に障がい者の計画をお立てになるというところで、大きな課題は、5年ごとの更新があるときに、障がい福祉サービスのことを説明させないということで、結果として、障がい福祉のサービスが使えない、そういう方々が実際におられるというのが大きな課題かなと考えております。

2点目に、ガイドヘルパーさんと介護職員の初任者研修の方、昔のヘルパー2級の方ですが、この方々が非常に少ないという現状があります。特に土曜日曜については、なかなか人材の配置は難しい状況になります。したがって、これらの資格を得るための研修、いわゆる助成、この助成をぜひとも、第5次計画の中に入れていただきたいというのが1つです。

2番目、可動式ホーム柵の設置です。大阪市内のメトロについては、計画上はすべてつくというようになっておりますが、同じ大阪府下においても、少し離れたところであると、未だに人が落ちている。落ちているだけで助かる人もいらっしゃいますが、不幸な事件が実際にまだまだ起きているという実態を考えると、内方線の設置や可動式ホーム柵の設置を今以上に推進していただくと、そういうことが必要であると考えております。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。時間がありませんので繰り返しませんが、ご意見をいただきました。ありがとうございます。ではお願いします。

○委員

別として資料を出させていただいていますので、簡単にご報告をさせていただいた上で、

私の意見を述べさせていただきたいと思います。

「ロングショート対応に関する実態調査結果」ということで、私どもが運営しております大阪障害者センターというNPO法人が行った調査なんです。大阪障害者センターと申しますのは、非営利の福祉事業所を会員にしているNPOで、その会員事業所に、ここ数年間でショートステイを1カ月を超えて利用されている方がどのような状況なのかということで、聞き取り調査を行ったということでございます。簡単に申し上げますと、2ページ目のところにありますが、ロングショートの期間というところが図4として書いてございます。1カ月から3カ月が16%、3カ月から6カ月が30%、6カ月から12カ月が22%、1年以上が32%ということです。要するに、何らかの事情で地域で暮らせなくなって、ショートステイをつながざるを得ない、それがしかも1年以上にわたってというような、深刻な状況がいろいろな形で出てきているということです。

あわせて、その下に、じゃ、事業所をどれだけ活用しているのかということ、1つの事業所でショートステイをずっと継続しているという方が半分で、残りは、1から3事業所が42%、4事業所以上が8%ということで、結構いろいろな事業所を転々と変わらざるを得ないという、こういった現状があるということなんです。

あと、詳しくはまた、ぜひ、見ておいていただきたいのですが、なんでこういう状況になるのかということなのですが、これも先ほどお話がありましたが、やはり家族がもうぎりぎりまでがんばってかかえているという状況が、やはりあるんです。そういう状況の中で、家族の中でだれかが病気になったり、何らかの生活上の変動が生じたときに、もはやかかえきれないということで、行き場を失って、そのショートステイに頼らざるを得ないという、こういう状況が、少ない41のケースなのですが、それぞれに生活の背景が見えてくる。そういう調査となっております。

ここからは私の意見なんです。結局、こういうロングショートというような形というのは、地域で暮らすというこの理念からは大きくかけ離れた暮らしを余儀なくされているという実態ということでもありますので、まず、何よりもこういう状況が大阪府下にどれだけあるのかということは、やはり大阪府としてもしっかり把握をして、計画的にこういうようなことを解消していく計画を立てないといけないだろうというように思います。

あわせて、このロングショートの大きな背景になっているのが、施設入所の待機者です。これも非常に大きなボリュームで存在をしているわけです。こういうように待機してられるという方は、やはり生活上に何らかの変動が起きた際にはすぐにロングショートにならざるを得ないというような、そういう潜在的な要因を持っていると思うんです。だから、この待機者についても、どういう状況で待機されているのかということ把握し、その人たちの本当の暮らしの場といったものを、どのように考えていかないといけないのかということ、これは計画的に位置づけていかないといけないのかなというように思っています。

だから、これは障がい福祉計画とも関わるのですが、国の障がい福祉計画の基本指針では、施設入所の数を2%削減していくということが示されていますが、果たして、そういうよう

なものを計画の中に明示するということがどうなのかということは、私は強く疑問としては持っています。つまり、これは施設入所そのもののあり方ということは、それはいろいろと改善をしないといけないこともあります。その長期入所を解消していく、あるいは、地域移行を促進していくということは、これは大事な課題だということを前提にした上でですが、やはりそういうロングショートの実態を生み出す、あるいは、その背景にある深刻な施設入所を待機されている方が数多く存在するという、その状況を解消していくという上で、何か施設入所の定員減ということだけを国が示しているものを、そのまま数字で落としていくということでは、やはり自らの手を縛って、そういう早急に解決しないといけない大きな深刻な問題を、課題解決を後回しにするということになっていってしまわないのかというのが心配です。

私自身、施設に関してはあり方も含めて、しっかりと考えていくということが、これが大事なことだと思いますし。先ほどおっしゃった、循環型というようなことも含めてですが、あり方そのものは検討すべきことだと思いますし、よりよいあり方を目指すべきだということに思います。今起きている地域の中での深刻な生活の実態を放置する、あるいは、その権利侵害を放置していくとことにつながらないような、やはりそういう総合的な政策目標を掲げることが大事な視点かなということに思っております。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。ほかにご意見はありますか。最初から手をあげていましたね。お願いします。

○委員

私は2つだけちょっと述べたいと思います。

まず、担い手です。これが少子高齢化のおかげで、どこの企業も求人が大変で、まして介護などは3Kと言われている、この担い手に希望する人がだんだん減っていったというのが目に見えています。これはやはりもっと優遇しないと、処遇を優遇することによって改善しないと、こういう仕事に、これも仕事ですから、つかないと思うんです。ただ、そこが大きなネックになっていると思うんです。非常に低賃金でがんばっておられる方が大変たくさんおられます。私の知っている作業所では、そういう作業所の男性の職員が辞めるときに「寿退社」と言っています。一般企業へ行くから収入が上がるわけですね。寿退社と言っている。男性職員です。そういう状況にあるというのが1つ。

それと、もう1つは、入所施設にすら入れないという、病院と家を行ったり来たり。拳句の果てには、親が子を家に捨てて、もう親が行方不明というか、子どもに住所不定になって生活しているというような方も見受けられます。施設にも入れない、入所にも入れないし、要は病院と家を行ったり来たりでどんどん悪化していった。病院で良くなるのかと思ったら、良くならない。退院するたびに悪くなっている。親はどこかにあずけようとするが、

その施設はまたそこで事件が起きて、結局、行き場がないから、また病院。この繰り返しをしている人は結構見受けられます。まして親は、今申し上げましたように、高齢化しています。これをどういう場所で、どのように地域が支えるのかと。ここはきれいごとではなかなか済まないような気がしますので、僕にも答えはもちろん出ませんが、これを解決しないと、精神障がい者の重度の人は行き場がありません。それだけちょっと申し上げたいと思います。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。こちらからいいですか。お願いします。

○委員

よろしくお願いします。当法人でいいますと、入所施設も、生活相談支援事業所の委託であったり、グループホームの運営等々をさせていただいて、今のお話を非常に耳の痛い部分等々があるのですが。

ただ一方で、手前味噌の話なんですけど、家庭で強度行動障がい、暴力行為があって施設入所をされて生活を整えながら、支援員だけではなく、それこそまさに学校に行って講師として、自分の暮らしを聞いてよと。中学校や高校、大学等々、同世代ぐらいの方の前で話をして自信をつけて、グループホームに出て、そこから生活介護から、就労Bの事業所に移って、今、就労移行までいって一般就労というようなところで、これは本当に地域の皆様の力を借りてというような、1つのモデルケースとしては、手前味噌な言い方ですが、これは現場が、これをもうすこしケース報告できるようにしようやという話があるのですが、今の皆様がお話されている中で、グループホームが非常に厳しいのは、実は、先ほどおっしゃられた、親御さんが本当にがまんしてがまんして、苦勞してやっと入所施設の利用ができて、当法人としましては、やはり施設で暮らすより地域で暮らすほうがいいと、入所した段階から、地域移行を考えましょうという話をして、10年前とはだいぶ変わってきたとは思いますが、かなり保護者の皆様からお叱りを受けます。「やっと入れたのに、また、あんな思いせいでいいんか」と「お前らは鬼か」という言い方をされるというのも実例として本当に多数ございます。

そういった意味でいうと、我々自身もがんばってやっていかないといけないということで、グループホームの見学会であったりということもあるのですが、当事者の保護者の皆様のグループホームに対してのイメージなどの啓発というのも必要なのかなということも正直思っています。だから、育成会さん、親の会などの学齢部の皆様と一緒に、小学校、中学校ぐらいで、学齢部の皆様の保護者の方に、グループホームの見学会であったり、暮らされている方で、子どもは知的障がいの方がメインですので、ちょっとお話できる方がおられたら、そういうお話会をさせていただいたりというのを、定期的にさせていただいたりもしているのですが、基本的には、やはり1つは保護者の皆様のイメージをちょっと変えていくと

いうのも必要なのかなと。

あとは、ぜひ、大阪府の力をお借りして、なかなかやはり家は見つからないです。本当にいろいろな不動産会社、うちの職員が1件1件回って、関係ができているところでしたら、わかってくれているのでいろいろな情報をいただけるのですが、そこに来るまでにやはり何年とかかかってきております。だから、そういう協定のようなものを協会と結んでいただいて、比較的そういう情報交換、今、横串で居住問題という話がありますが、グループホームの課題というのは、なかなかやはり見つかりにくい。

あと、自火報、消防設備等々というのが1つのハードルで、消防法施行令別表第一六項口というんですか、区分5以上の方になってくると、スプリンクラーをつけなさいと。これはまた、市町村の消防によっても全然見解が変わるのですが、消防法施行令別表第一六項ハでも自火報をつけなさいと言われると、かなりの費用負担という話にもなってくる部分と、もう1つは、家の玄関が非常口のように青々としてかかっていると、ご近隣から、ちょっと怖いというような声が上がったりするのも現実の問題です。

ぜひ、何か特区のようなもの、大阪市のような形で、本当に火災の問題というのは本当に命の問題になるので、それはやはり現場の力としては、ご近隣施設から、バックアップ施設から行くというよりも、やはり近所の方との交流ということやはり促進していかないといけないですが、ガスを使わずに、例えば、オール電化で私どもはやっぱりというの、工夫で何とかなるのかなというの、我々現場としては考えておりますが、ちょっとそのあたりが非常に設置していく費用面プラス、近隣理解ということの話というのが非常に苦勞しております。

すみません、ちょっと長くなって申し訳ないのですが。相談支援事業でいいますと、やはり委託費が非常にしんどい。先ほどから出ていますが、なかなか非常勤対応のところが多いように思います。そうなってくると、専門性が育ちにくいのと、もう1つは、すみません、行政の委員の先生方も来られていますが、市町村の行政担当職員によっては、そこもソーシャルワーカーとしてはきちんとコミュニケーションをとっていくというの、非常に能力としては必要なスキルかもしれないのですが、行政の担当の中でも何かソーシャルワークの視点を持った研修などをしていただければ、されているのかもしれませんが、なかなかその視点の方向性があわない。そこはスキルではないかという話はあるかもしれないですが、なかなかちょっと視点が違う、主役はだれなんだ、というようなところは散見するかなというように現実問題としてございます。

ちょっと長くなって申し訳ありません。一方で、施設のあり方の話でいうと、先ほども出ておりました、参考資料2のところの部分の、施設職員のほうが「地域生活が難しい」と。これはもう少し内容を聞きたいなという話はあるのですが、基本的には、地域生活ができない人というのはいないという思想のもとで施設利用、職員側の意識をやはり変えていかないといけないというところは、これはもう黒田先生をはじめ、教育の話を含めて、職員研修を含めて、やはり取っていかないといけない話なのかなと。だから、サービスをつけていく

のだという意識のもとで施設はないといけないと思っています。すみません。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。ではお願いします。

○委員

よろしくお願いします。私からは2点ほどお話をさせていただきたいと思います。

まず、1点は、先ほどお話のありました、宅建業者や保障会社が生活保護の理由を尋ねてくると。そのうえで、障がい理由とすれば却下というような動きが広がっているという件につきましては、1つ、先ほども協定というお話もいただきましたが、大阪弁護士会の人権救済申し立てというものをケースで検討いただくということも、1つの方法としてあるのではないかなど。

やはり差別に当たる可能性が、いかに契約の自由があるとしても、差別に当たる可能性が高いと思いますので、1件のケースはそれで突破できれば、1つの動きが作れる可能性があるかなというように思いますので、また、相談いただければというように思います。

2点目は、地域の移行を支えるところで、資料2-1のところの中で、財産管理ですか、資料に照らして話させていただきます。成年後見制度のことを申し上げたいのですが、確かに、これは本人の意思決定との関連で緊張関係もあるなど、手放して礼賛できる制度の現状でないということも確かにあるのですが、ただ、私も見聞きした、あるいは経験したケースの中で、年金の入る通帳を親族の知り合いの方が、あるいは友人が完全に取り込んでしまって、「あなたの生活を見たってらんや」という言い分のもとに、本人にはごくわずかな小遣い程度のものしか渡さないと。さらに、本人が自立といいますか、少し冒険的な自分の希望のことをやりたいというのも、「お前には無理だ」ということで、そういう親族的関わりという、あるいは友人等にたかられていると、そういった事例があるわけです。

その多くの場合、やはり通帳の管理権限を後見人として権限を持たないと、通常本人の依頼を受けて弁護士が委任を受けて活動するというレベルでは、ご本人さんがコントロールされている立場にありますので、突破口を開けないということで救えないということもありますので、その意味ではこういった今申し上げたようなケースでは、やはり成年後見制度利用というのが、本人の自立生活を支える根幹といいますか、必ず必要である財産的基盤を支えるということでも、切り札になるケースというのはやはり否定できないというように思われます。

ただ、後見制度は利用促進がうたわれていますが、皆様もご案内のとおり、その費用負担は全額原則として本人の資産から支出するということになっておりますので、当然、気楽に使える制度ではなくなっているわけです。実際のデータを申し上げますと、大阪弁護士会にも大阪家庭裁判所から、年間約600件から700件、成年後見の推薦弁護士を出すようにという依頼が来るわけですが、去年の実績で、そのうち163件が無報酬案件です。

弁護士会で、個々の弁護士にはとても無報酬で何年もするということでは担い手を探せないということになりましたので、約5年前から弁護士会が月1万円まで補助金を出すという制度を始めております。その去年の実績が163件の1580万円を弁護士会が身銭を切って後見人の支えをしているわけでありますが、このあたりにつきましては、本来的には法的な制度ですから、市長申し立てを中心とした、あるいは利用支援事業ということで、公的に支えられるのは本筋であるという意見も弁護士の会の中でも強くて、我々はがんばって補助金を作ったのですが、非常に厳しい状況もあります。

こういったところも、やはり地域を支えるという中では考えていくべき視点になるかなというように考えます。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。ちょっと時間が押してきましたので、いったんお話をいただけましたら、次のほうに進みたいと思います。そこでまたご意見をいただきたいと思いません。お願いします。

○委員

アンケートについて少し申し上げます。参考資料2のアンケートのクロス評価、参考資料2のクロス評価というのは2つありまして、その最後から2番目の、障がい者支援施設に入っている方の地域生活が可能・難しいかどうかというものと、それから、ご本人のご意向が、今の施設とは別のところで暮らしたい、今の施設で暮らしたい、もしくは、わからない、意思確認ができない、というこのクロス集計について少し私のほうで、この表から簡単な分析をしてみましたので申し上げます。

ただ、ちょっと申し上げますが、これはちょっと、あくまでもこの表しか僕は見ていませんし、ごく簡単なものですので、厳密にやったというものではございません。それをお断りしたうえでの見解なのですが、一番注目すべきは、「今の施設とは違うところで暮らしたい」と言っている方のところなんです。ここは、実は、回りくどく言いますが、地域生活が可能という方は実は370人、Aの人です。これは370人出ているのですが、これは本当だと、だいたい150人ぐらいしか出ていないんです。なぜ150人という数字が出るかというのは、すごく難しい、難しくはないのですが、数式がありますので、それはここでは差し控えます。

言い換えると、150人ぐらいしかここでは出ないものが、370人の方が、別のところで暮らしたいとおっしゃっているということは、非常に意向が強いということが言えると思います。

そのすぐ下のCです。地域生活が難しいと評価されているが、一方で、施設を別に出たいと言っている方が216人。ここは本来435、5人ぐらいの方がここには本来出るはずなんです。これもまた、先ほどと同じ式で出ているものなんです。

簡単に申し上げますと、地域生活が可能か難しいかということは、さておいて、やはり非常に「出たい」と言っている方が明らかにこれは多いということです。この「出たい」とおっしゃっている合計586人の方が、いったいどのような方なのか。それから、結果的に何で出ていけないのか。それから、もっと言うと、そのうち地域生活が難しいと評価された216人の方のさまざまな特性というのはどうなのかということについて、もう少し、このアンケートを取られたセクションで検討されるのもよいかと思います。

僕はちょっとここは、施設がいいとか悪いということは述べる立場ではないので述べませんが、少なくとも、この数字はとても大事なものだと思います。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。では、次に行きたいと思います。今、この生活場面Ⅰのところでもいただいたご意見としましては、入所施設を利用する方を減らしていく、地域に移行する方を増やしていくという、長期的な目標というのは変わりはないけれども。その背景の中には、やはり生活を続けることが難しく、ロングショートというような形で過ごされている方もいたりするということもあって、入所施設、社会的入所や社会的入院というのを減らしていくということもしつつ、この「地域で暮らし続ける」というところの部分も、住まいの確保や人材の確保という点で進めていかないと、その狭間の中で生活が難しくなっている方がやはりたくさんいるということを、この計画の中で読んでわかるような形でいかないと、これを一般の方が読んだだけでは、そういう状況の方がたくさんいるということはなかなかつかみにくいかと思いますので、また、事務局でもよく整理をお願いしたいというように思います。

時間があと30分ほどですので、申し訳ないですが、次の資料2-2の生活場面Ⅵに進みたいというように思います。30分しかありませんので、皆様、要点をかいつまんでお話しただけたらと思います。まずは、まだご意見をいただいていない方から先にお話ししたいと思いますが、何かありましたらお願いいたします。ではお願いいたします。

○委員

コミュニケーション支援につきましてお話をさせていただきます。聴覚障がい者の場合、手話通訳と要約筆記、筆談の方法があります。このアンケートを見ますと、今、手話通訳をお願いをしている人たちは、手話通訳の支援を今後も引き続き求めています。要約筆記や筆談に関しましては、今やっている方々も、この方法がいいというような意見が反映されていると思います。ただ、これは手話のできる人、手話通訳が同時性としてできる人が一番いいわけなのですが、要約筆記の場合は、手話を知らないろうあ者がその方法を使っています。それ以外のコミュニケーションはないんです。そういう課題が残っていると思います。

特に小さいときに親の判断で聴覚支援学校ではなく普通の一般学校で育てたろうあ者、手話の言語と出会う機会がないということです。手話を習得する場所が少ないというよ

うに思っています。

また、人工内耳などを手術を受けた子どもたちに関しまして、手話の言語を獲得する環境と、正しい情報を獲得する仕組みが少なく、正しい判断ができないという場合があります。ICT活用、技術活用も紙に書く方法ではなくて、音声を認識して文字に変えるという技術があります。それは今はスマートフォンでもできると思いますが、ただ、こういう会議の場所では、また、学校の現場では使いにくい。また、例えば、マイクをつないで音声を文字に変える機械がありますが、これは個人レベルで購入しないといけないということになります。それはとても高額です。これも公的な負担で支援をしてほしいと思っています。

また、避難所、福祉避難所が情報保障を担う機械、ソフトを置いていないということになっています。災害時は手話通訳者自身も避難をするのは同じだと思いますので、支援をすることが難しく、そういう機械による支援が有効だと思います。そういう機械がどこにでもあれば安心できると思います。

その一方で、電話リレーサービスなど、手話を使った支援もありますが、それは電話の向こうには手話通訳者はいるわけです。結局は、人による支援、手話ができる人を増やす、手話通訳ができる人を増やす、そういうことも大切だと思います。以上です。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。はい、ではお願いします。

○委員

私のところも、コミュニケーションのところと、防災のことに少し充填させていただきたいと思います。

コミュニケーションのところは、やはりこの頃は、皆さん小さいときから、絵カードやICTカード、いろいろなものを使って自分の意思を決定できるようにされるようになってきましたし、今、ファミリーレストランなどへ行きますと、写真でいろいろとメニューが出てきますので、それで自分の意志で「これを食べたい」と言うことができるようになっていく。自閉症で言葉の出ない方がそういったことでやっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、また、言葉がすぐに出ないときに、そういうICTを使って自分の意思を尊重されている方の精神障がい者の方もいらっしゃいますので、こういったところではコミュニケーションのところ、ICTはだいぶ若い世代の方がたくさん使っているから、私たちの子ども、30代後半ぐらいからがなかなか使っていないのですが、そういったところでは、覚えたらすぐにできるようなこともありますので、徐々に支援していただきたいなと思っています。

防災では、やはり場面が変わったいろいろなところで、音過敏、感覚過敏が非常にこの発達障がいの方は多いので、なかなかお部屋に入れなかったり、また、初めて会った方の話し方などが聞き取れなかったり、いろいろとそういうところで困り感があります。そういった

ところでなかなかパニックってしまったら、大きなパニックでいろいろな問題点を起こす方もいらっしゃると思いますので、そういった点では配慮をしていただきたいということがお願いです。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。お願いします。

○委員

前回、支援を行きわたらせるということの重要性を少し指摘をさせていただきました。といますのは、今の計画がいろいろな支援を切り取った形での、そういう構成立てになっておりまして、当然、切り取りますと隙間ができて、そこが抜け落ちてしまうんですね。残念ながら、そういう結果を今の計画は持っているというように思います。

例えば、先ほどのテーマのところ、地域生活を支えるということでありましたら、これは大人の障がい者の生活ばかりなんですよ、はっきりいうと、子どものが全く抜けているという。子どもの部分は「学ぶ」に入っているじゃないかという意見もありますが、そうではなくて、生活支援のところ当然、障がい児の部分もあるはずでありまして、ここに、ぜひ「障がい児」、子どもの視点を入れていただきたいというように思っています。

今現在、放課後デイがあって、支援学校が終わったあとも、本当にみんなで集団で車に乗って放課後デイに行きます。そうしますと、まさに障がい児がないんです。まちで暮らせていないんです。そういう現実の中でこういう、一番最初のところだと、障がい児の視点をぜひ入れていただきたいと思います。

それから、このような例もあります。比較的障がいの軽い知的障がい児で、親の介護をしている、あるいは、おじいちゃん、おばあちゃんの介護をしている。そういう障がい児がいます。そういうところへの支援というのは、いったい何があるんでしょうかと。たぶん抜け落ちていると思うんです。こういう視点でもう一度、地域生活のところを支えるところに、ぜひ、障がい児の視点を入れていただきたいというのが1つです。

それと同じように、この権利擁護のところ、未成年の後見を入れていただきたいというように思います。成年後見ばかり議論するんですよ。それではなくて、未成年の後見も、ぜひ入れていただきたい。これは児童虐待の関係もあります。だから、そういう視点がたぶん抜けているんだと、私は思います。

それから、コミュニケーションのところ、先ほどおっしゃいました、ほかにもわかりやすい情報提供を普段から心がけるような、そういう視点がたぶんいるんだろうと思いますし、さらに、新しく失語症の人に対するコミュニケーション支援が話題になっていきますので、そういう視点も入れていかないといけないのではないかなと思います。

ぜひ、切り取った結果、起きてしまっている、抜け落ちている部分を今回はしっかりと補っていただきたいというのが私の意見です。以上です。

○黒田部会長

はい、ご指摘をありがとうございます。ほか、まだご発言いただけていない方をお願いします。

○委員

2点に絞ります。ほか、もっとしゃべりたいこともあるのですが。

1つは、ハザードマップがブラインドとロービジョンにとって使えない状況があります。このどこの所轄をしているということについては知識がないわけでございます。大変危ない状況でありますし、ロービジョンにとって市民性の高いものを作っていただきたい。これが1点目でございます。

2点目です。6月に国会で通りました、いわゆる読書バリアフリー法の観点が必要かと思っています。これはどういうことかといいますと、対象が視覚障がい、発達障がい、上肢障がい等の障がい者で、読書困難者が対象となっています。2つ目には、情報端末に対する情報提供が必要であると。3つ目に、これを上手に使えるようになる。つまり、研修を行って、この情報端末が使えるようになるための場が必要であるというのが特に、ほかにもたくさんあるのですが、重要な点かと思しますので、その点を計画の中にぜひとも、参入して、私たちが実際に国会図書館の本も、公共図書館の本を自由に読める、閲覧できる環境づくりをお願いしたいと思っております。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。では、どうぞ。

○委員

障がいへの正しい理解なのですが。最近の事件報道でやはり通院歴をすぐに出してしまうとか、発達障がいだったとか、ますます差別意識が強まってきていますので、安易に障がいと犯罪を結びつけるようなことがないように、報道機関に働きかけるというのを、ぜひ、入れていただきたいなと思っております。

それから、地域の暮らしなど、障がい者の思いをもっと発信していくようなこと、小さいころからインクルーシブ教育を進めることなども、正しい理解のところへ盛り込んでいただきたいと思っています。

それから、差別解消のことですが、合理的配慮の事業所への義務化はまたお願いしておきたいのですが、あと、前文や附則が大阪府の条例にありませんので、少なくとも防災や、先ほどの入居差別など、部局がまたがったらなかなか大阪府の中で進みにくいなというのをこの間、実感しておりますので、そういう部局またがりの課題については、各附則をなんとか入れてもらえないか。

それから、3年後の見直しは今年されていますが、3年ごとに今後も見直しをされるのか

というのを、ちょっとまた検討いただきたいなど。

それから、差別解消協議会も、まだ半分もできていませんので、来年までですよ。全部の整理というのをどう進めるのかということも考えていただけたらなと思います。

それから、差別の件数はまだまだ少ないのですが、ないわけではなくて、本人が訴えられていないという状況に対するエンパワーメントの視点、啓発なども必要かなと思っています。

それと、虐待防止も上がっているのですが、虐待防止もなんか件数だけの報告ではなくて、最近ちょっとよくあるのが、レシートに自分の買い物も混ぜてしまって通ってしまうようなので、なかなか発見できないような金銭的虐待もあります。自分の分も混ぜて食べてしまうというようなのも、そういうのも出ていますので、それに対してどういう虐待が出てきているのか、その防止策も含めて検討できるような仕組みを、ぜひ、ご検討いただきたいなと思います。それから、8050での虐待防止との連携なども、また必要になってきているということです。

それから、先ほど言われていましたように、成年後見の後見人に対する当時者負担ですが、これも生活保護の人も負担、2万円を負担させられていまして、市によっては成年後見の利用促進で補助が出ている場合もあります。結構あると思いますが、大阪府下全体で補助を、本人、親族申し立ての場合も出るような形でご検討いただきたいなど。

それから、生活保護の問題も触れておいていただきたいのですが。この間、生活保護の締め付けがありまして、預貯金額によって停廃止を容赦なくするような形があって、医療や介護で支障が出ているような問題等もありますので、ぜひ、障がい者の暮らしの実態を生活保護にも周知していくようなことを考えていきたいなと思います。

それと、意思決定、意思形成支援というのが抜けていると思うのですが。市に聞いても、「担当がどこやろうな」、「どこもわからへんな」というようによく言われるのですが、本人の意思確認がなかなかできない場合に、家族もいなくて、医療措置への対応をどうしようかというケースが出てきたり、あるいは、先ほどの地域移行での意思決定、意思形成支援のあり方などもやはり検討すべきだろうなと思いますので、課題に入れていただきたい。

それから、防災の対策では、やはり豪雨対応で上階へ早く逃げれるような避難所の確保が、前にも言いましたように、急がれています。あと、先ほどの実態調査を見たら、中軽度の人であっても、安全な場所への移動に対する支援を求める声が多く出ていますので、中軽度も含めた名簿の作成と、個別避難支援計画の作成、それから、避難所での合理的配慮の提供のあり方について、やはり福祉と防災で検討会をもって、実際には各地域の協議会や事業所のネットワークが発災時は連携することになりますので、その連携のあり方の仕組みを早急に検討すべきであると思います。

それと、あとは全体に関わることですが、権利条約が第4次計画では全然書かれていないように見えるんです。これから権利条約の批准の審査などもありますので、ぜひ、権利条約のことを最初のほうに入れておいていただいて、1章、2章あたりかなと思うのですが、入

れておいていただきたいのと、大阪府の役割が、だんだん低下してきて、大阪府の職員もなんか元気がなくなっているようにも見えるのですが、やはり市町村が制度実施主体になって、市町村にお願いしたり、大阪府は方向を示すだけになってきていると思うんです。それで、なかなか進まないということなので、市町村で取り組みがなぜ進みにくいのか、それはもちろん市町村の職員体制の都合などもあるだろうし、進められる仕組みづくりや取り組みをどう支えていくのかという観点で大阪府は検討を進めるというのを、大阪府の役割としてぜひ、第2章あたりに入れていただきたいのと、検討していただきたいなと思っています。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。では、ほかに何かありましたらお願いいたします。はい、お願いします。

○委員

大阪府の障がい者計画の大きな位置どりに関してなのですが、先ほどもお話がありましたが、子どもの問題や高齢者の問題をどう位置づけるのかということはあるかと思うのですが、大阪府の場合、高齢者計画や子ども総合計画など、策定されているものと、この障がい者計画との連動というか、それぞれに子どもの計画も、高齢の計画も、障がいということが位置づかないといけないんですが、びしっと縦に割られるというよりも、相互に連携してトータルに障がい者の問題をフォローというか、救っていくのかという、そこが視点としてすごく大事なので、そういう横並び、そこをやはり見ておく必要があると思いますし、あと、福祉計画も、子ども子育て支援事業計画、介護保険の事業計画、そことの整合で、ここはそれぞれの施策でそれぞれ縦割りになっている部分があると思いますので、そこもやはり念頭に置いて、あまり縦にスパスパと切ってしまうのではなくて、やはり障がいの問題を大きく包むような、そういうイメージでもう少し計画内容が膨らんでいかなのかなというように思いました。

それともう1点、防災に関わっては、先ほどもありました、個別計画です。これは決定的だということだと思うんです。避難行動要援護者の避難に関わっては、非常に個別性のある話だと思うんです。障がい福祉部局のほうで、それぞれの支援計画を立てているということもあるので、そこにあわせて何か発災時の個別計画、どこに避難するのか、だれと避難するのか、ということも含めた視点でその計画を立てる、そして、今、福祉避難所の話もありますが、福祉避難所というのは一時避難所に行ってから、そこで仕分けられるということが大方の仕組み、システムになっているかと思うのですが。いったんとにかく人がいっぱいいる一時避難所に行かないといけないという、そこで仕分けられるという、そこは非常に障がい者にとってのストレスが大きいことになるんです。だから、個別計画がしっかり立てられると、直接自分が避難できる福祉避難所へ出向くこともできますし、そこでいろいろと訓練を積

むことによって、非常に支援のあり様ということについても、避難先とのコミュニケーションもしっかり取れていくと思いますので、そういったものが進んでいくような働きかけというものが市町村に対して徹底していけるような内容を、障がい者計画の中で持てたらいいなと思いました。以上です。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。一応、全員にご発言いただきたいなという目標にしておりまして、行政からもお越しいただいておりますが、今までのご意見等を伺ってみて、何かございましたら、一言でもお願いできたらと思います。

○委員

私からは、少し先に戻ってしまうのですが、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」というところで、ちょっとだけなのですが、私は前は参加していなかったのですが、前回の意見の中で8050問題であったり、潜在的な障がいを有するような方についてということでご発言があったように記載があったのを見させていただいたのですが、私も福祉行政が長かったものでして、いろいろほかの部局、地域の支援機関と関わる機会も多かったのですが、やはり困窮者支援などに関わる中におきましても、通院歴などはないのですが、何らかの障がいをお持ちではないのかと疑われるような事例、そういった事例が多々ございました。

そういった地域で埋もれている方の支援などにつきましては、障がい者計画だけの問題ではなかろうかとも思うのですが、やはり潜在的に障がいを有する方ということもありますので、地域で暮らし続けるという中にも、そういった潜在的な障がいを有する方への支援というのを、どう思うように考えていったらいいのかというところを盛り込めてもいいのかなというようには思いました。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。どうでしょう。お願いします。

○委員

私、昨年度まで3年間、危機管理の部署におりまして、避難ということに対しましてはかなり、今、皆様のご意見をいただきまして、遅れていることも否めないというようにあるのですが、これもひとつ、情報という部分に関わってくると思うのですが、一定、避難におきまして、避難所が最大に避難場所かということ、そうではないということです。そのあたりの情報をしっかりと持っていないと、かえって自宅のほうが安全という方もたくさんおられます。その中で、今どうしても「災害時は避難所に」というような風潮が強すぎるのではないかと。避難することが逆に危険になるというような部分もあって、そこらの情報をきちんとしていかなければいけないのかなと。

その災害も種別にもよります。地震というのは、もうどこの地域にいても同じリスクかもしれないませんが、我々河南町であります、山手でありますと土砂崩れというような部分のハザードがございます。この土砂崩れになると、ある一定の危険区域から離れると、それほどの危険性がなくなるという部分もありまして、そういった部分をしっかりと情報提供をできるような部分というのはアナウンス、このあたりでもしていければいいのかなと。

大阪市内でありますと、雨が降っても土砂の心配はございませんが、今度は洪水という部分がありますと、わざわざ避難所に行かなくても、例えば、家の2階におれば、川より低い土地でなければ、決壊があってもほとんど大丈夫かなというような部分もありますし、やはり適切な情報をどう発信していくのかという部分が1つかなとっております。危機管理部局にいたときは、なかなか手をこまねているような状況というのは、どこの市町村でもあるかなとは思いますが、一定、その情報をしっかりすることによって、無駄な危険性を回避できるかなというように思っております。

それと、あと1つ、先ほど、児童の観点がという部分もおっしゃっていました。先日、発達障がい児者の部会でも、年齢層によって支援が途切れるというような問題も言われていまして、役所のほうでも、児童があつて、障がいがあつて、高齢があつてという形で、そこで支援の主体というのが途切れていくような状況も多いと考えております。この辺は、各自治体の考え方もあろうかとは思いますが、一定、大阪府がそういう指導的な立場で、どのような組織づくりがいいのかという部分も示していただけたいのかなというのは、私も3年間危機管理に行く前は、10年近く障がいについてたので、その時からずっとその思いが強がございます。

もう1つ、住まいという部分です。施設やグループホームという部分もあるかと思えますが、1つの住まいという考え方をすれば、ちょっと観点が狂うかもしれないのですが、これは調査されたかどうかはわかりませんが、入居拒否の話なのですが、いわゆる貸し手、オーナーサイドの考えという部分というのを、管理会社などを通じていったん調査というのも1つの手なのかなとっております。

住まい、サ高住というサービス付き高齢者住宅というのは、わりと増えてきていると。収入の点もございますが、私どもでも生活保護の範疇でサービスつき高齢者住宅で住まいを求められたという事例が何件かありますので、そういったほうの観点から見ると、これははっきりしたことは申し上げられないのですが、いわゆるそういう福祉的な部門になりますと、調整地区であっても、優先的に建築の許可が出るというような、そういう話も聞いたことがありますし、その辺の規制の緩和をされますと、意外と大阪市内ではあり得ないかもしれないのですが、若干、郊外のほうへ出ると、かなり利便性の高いところでもまだ調整地区というのが残っておりまして、そういった部分で土地を供給されて建物を建てて、それがビジネスモデルに乗るのであれば、それは金融機関の考え方でもあると思うんですが、そういった融資などがつけば、おそらく、そういうのを建てていこうという動きが出てくるのではないかなというようなことも考えられるかなとっております。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。時間がだんだん迫ってきましたが、お願いします。

○委員

皆様、本当にいい意見をたくさん出してくれて、勉強になっているんです。自分が気づかなかったことを皆様がこういろいろとおっしゃっていただいて、そういうのを経験していないもので「あ、そういう見方があるんだ」というように思って勉強しております。

ただ、先ほど成年後見の件で、弁護士さんが何百人かの中で半分ぐらいしか間に合わなかったような、都合がつかないというんですか、無料でやっているというお話があったのですが、私の市では法人後見というのを社協がやっています、社協でそういう後見制度を主に力を入れてやっております。

そして、法人後見の資格を取るにあたって、年に何回か講習会を開いて、一般の方に入ってもらって、後見人を作ろうという努力はしているんです。資格を取る方が十数人いても、残ってくれるのが1人あればいいほうで、全然ないときもあるんです。せっかく、資格を取ってくれたのに、後見人として名乗りをあげていただけないという。これは非常にもったいないなと。確かに、後見制度の成り立ちというんですか、やり方が、実際に難しいということもあろうかと思いますが、大阪市はかなり進んでいるように聞いています。

私の市でもやっておりますが、民生委員にかかっている方に関しては、市長が申し立て人になって、裁判所をお願いしてやっているというようなことで、少しずつではあるのですが、うちでは後見制度はすすんでいるかなと。ただ、資格を取ってやってくれない方がいるのがもったいないということです。

それと、先ほどから出ているお話の中で、身体障がい、下肢障がいや上肢障がいの方に関する、体感も含めてですが、その方のことはちょっと出にくいかなと。皆、足が達者だったらいいのかな、口が達者だったらいいのかなというように思ってしまったのですが、我々が社会参加するというのは、表に出ないといけないということですね。家にいるわけではないので、出て行くとなると、一番心配なのはやはりトイレなんです。トイレがやはり、今はかなり充実してきてはいるのですが、多機能トイレを1つ作るのだったら、2つに分けて洋式トイレを2つにさせていただくほうがいいのではないのかなと思ったり、道路の途中でトイレに行きたくなったときに、公園などがあってトイレもあるのですが、やはりそういうところのトイレの整備が遅れている。和式が多いということですね。洋式はやはり管理がしにくいと思ったりもするのですが、そういうことも含めてやはり大阪府のお力で、「公園は絶対こうすべきや」「トイレはこうあるべきや」というようなことをちょっと、条例でというようなたいそうなものではないですが、やっていただけたらなという思いと、公共の施設の中でもトイレは作ってきていただいています。新しく建つところは洋式できれいに、席を立つだけで流れるというような素晴らしいのを作ってきていただいているのですが、やはり公共

の場では少ないですね。

車いすが出入りする道路が、この前も言いましたが、かまぼこ状になっているということと、車いすで入れないようなトイレもあるということ、この前ちょっとお話をさせていただきましたと思うんです。我々が外へ出ると、ただ、公共施設へ行くだけ、病院へ行くだけではなく、旅行もあるわけです。旅行があるということは、ホテルに泊まる、旅館に泊まるということでお世話になるのですが、旅館自体が、大浴場に行くにはまだ階段があるようなところはたくさんあるんです。一段の段差でも両足のない者がいけば登れないし、片足の者でも中を歩けないというような、そういうホテルもあるのですが、今、そういうのも、僕たちの上部団体である日本身体障害者団体連合会で、改善してくれるように、各ホテル・旅館にお願いしております。ホテル・旅館の中ではまだそういうところがたくさんあって、改善していかないといけないなというようなことを言っているわけなんです。

ただ、せめて身近なところの公共施設や民間であっても利用できるようなところのトイレ、そして、先ほどから避難所の中のというお話が出ていますが、うちの全国の会員さんからいろいろ被災した人からお話いただいて、連絡いただいているのは、一番困るのはやはりトイレなんです、避難所のトイレ。そして、避難所の中で二次的な部分は問題ないのですが、一次的に避難したところで、例えば、おむつをしている方がおむつ交換するにはプライバシーが守られなかったという話はたくさん聞いています。先ほど言ったように、おトイレが難しいということで、水を飲むことを控えるんです。食べるのを控える。そういうことをしないといけないのは本当に困りますので、できれば、そういうこともどこかに書き加えていただけたらと思います。

言いたいことを言い出したらきりがないので、この辺でちょっとまとめておきますが、また、よろしく願いいたします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。ちょっと時間過ぎてしまいましたが、一言ずつでも。いいですか、もう要点をお願いします。

○委員

寺田委員がせっかく触れていただきましたので、大阪府内すべての市町村でしているというわけではないのですが、いくつかの市町村の社会福祉協議会で法人後見という形で、成年後見人として活動しています。また、法人後見とは別に、我々は「市民後見人」というように呼んでいますが、一定の研修を、大阪府社会福祉協議会で実施させていただいて、養成研修を受けられた方が各地域で活躍していただくと。このスキームで、各市町村のそれぞれの委託契約もしながら研修などを行っているという、そういうことなのですが、課題が1つありまして、なかなか注文が来ないと。逃げてしまった話をされましたが、なかなか市民後見人のほうに「後見人をお願いします」という形の依頼が来ないというのが、今、課題になっ

ていまして、ここをどう増やしていくのかというところを、今検討しているという状況です。

だから、特に今は高齢者の方が莫大に増えていくということもありますので、この市民後見人というスキームがこれからどんどん活躍が求められるだろうなというのはありますので、障がいにおいても、ただ、あまりに難しいケースはなかなか市民の方が受けにくいということがあるのかもしれないですが、可能であれば、それこそ、先ほどおっしゃった、費用面なども含めて、なかなか検討の余地があるような、そういう後見人という選択肢になり得るのではないかというように思っておりますので、頭の片隅に置いていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

○委員

皆様のお話、素晴らしいお話をたくさん聞かせていただいたのですが、このアンケートの中で、資料2-1のところの、収入が少ないや、嫌な経験をする場所が職場であったりという。僕はどちらかというと、その中小企業家同友会というところに所属してまして、企業側の考えをこういうところを見ると思ってしまうのですが、まだまだ障がい者に対しての一般企業の理解というか、考えが浅いと思います。

たまに、そういう例会があるのですが、その例会でグループ討論するときに、「障がい者雇用をどのように考えていますか」というと、「うちではまだ無理です」や「絶対無理です」と、頭ごなしにそう言われる方がおられるので、そういった、ご本人も気づかれていないと思うのですが、それがそもそも小さな差別の始まりだというように、僕は思っていますので、こういうことをどんどん僕は企業の人たちに伝えていくことが仕事だなと、今日改めて思いました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

○委員

難病連の中では、患者会の中では、障がいになっている人というのは本当にごくわずかで、難病患者本人として私も長年、薬で体調を維持しているものですから、初めて障がいになったときはどうするんだろうと、いろいろと初めて耳にする言葉が多かったのですが。特に教えていただきたいのは、相談支援員の人材確保ということなのですが、相談支援員をどのように育てていращるのかということを知っていただきたいんです。

大阪難病連では、大阪難病相談支援センターの委託を受けておりまして、相談支援員が今は2人在住しているのですが、これから相談支援員になろうと思えば、埼玉まで研修を受け

に行かなければならないという状態なんです。大阪府において、生活相談員や難病相談員をもっと身近なところで取得できるような状態にさせていただきたいということが1つと。

それから、ユニバーサルデザインなのですが、各駐車違反には車いすは書いてありますが、車いすだけでは私ども難病患者はどうも車を停めにくいという意見がすごく多いんです。それで車いすの横にハートのマークなどをちょっとつけて、デザインをちょっと変えていただけたらいいかなと思いましたので、よろしく願いいたします。以上です。

○黒田部会長

はい。今、答えてもらいましょうかね、それぐらい。ちょっと時間あれですが、事務局のほうで簡単に答えられますか。それか、実際に相談員をされている方、各市町村の相談員でしょうね。

○事務局

先ほどの、相談員が難病センターに係るご相談の相談員というご趣旨ではなく、障がいの。

○委員

それもあんですが、生活支援センターというのは、今どのような状態で育てているのかなと思うのですが。

○黒田部会長

地域で障がいのある方が相談する。

○委員

はい。

○事務局

障がい者相談支援の相談支援専門員ということですか。

○委員

それは資格があるんですか。

○事務局

はい。相談支援事業というのがございまして、こちらにご従事いただく、計画相談など、障がいのケアマネと言われる方なのですが、相談支援専門員というのがございまして。

○委員

相談支援事業の先ほどのアンケートを見ても、少ないですね。非常に相談されている回数というのが少ないですが、まだまだ周知ができていないと思いますし、私どもも、難病連として、こういう生活支援員があるということは存じ上げませんでしたので、これからまた教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

はい、ありがとうございます。またご説明させていただければと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。ちょっと時間が過ぎていきますので、ほかにご意見がありましたら事務局のほうへ寄せていただきましたら、また次回にでも、私から紹介させていただこうかというように思います。それでは、事務局へお返しさせていただきます。時間が押してしまって申し訳ありません。

○事務局

黒田部会長、委員の皆様、ありがとうございました。なお、次回、第3回の計画策定検討部会につきましては、9月18日水曜日の午後、日にちを決め打ちして申し訳ないのですが、9月18日水曜日の午後で基本的には調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、「第2回大阪府障がい者施策推進協議会第5次大阪府障がい者計画策定検討部会」を閉会いたします。ありがとうございました。

(終了)